

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 27 日

月 曜 日

号 外(8)

## 目 次

### 人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	7
○不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	9
○扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	13
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	15
○職員団体の登録の取消しに関する口頭審理の手続に関する規則の一部を改正する規則	
○級別職務に関する規則の一部を改正する規則	16
○給料に関する規則の一部を改正する規則	21
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	22
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	23

### 人事委員会告示

○不利益処分についての審査請求に関する細則の一部改正	24
○富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正	25

## 規 則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

### 富山県人事委員会規則第566号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富

山県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「達するまでの子」の次に「( 条例第 8 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者( 以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。 ) を含む。第 6 条の 9 第 1 項第 2 号を除き、以下同じ。 ) 」を加え、同項第 2 号中「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「第 8 条の 2 第 4 項に規定する要介護者」に改める。

第 6 条の 2 第 2 項第 2 号中「この号において」を削る。

第 6 条の 3 各号列記以外の部分中「第 8 条の 2 第 1 項の」の次に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 8 条の 2 第 1 項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、育児休業条例第 2 条の 2 に規定する児童とする。

第 6 条の 5 第 1 項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法( 明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと( 特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。 ) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法( 昭和 22 年法律第 164 号) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

第 6 条の 5 第 1 項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する職員に該当しなくなつた場合

第 6 条の 8 第 1 項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと( 特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。 ) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第 8 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する職員に該当しなくなつた場合第 6 条の 10 中「同条第 1 項第 3 号」を「同条第 1 項第 3 号から第 5 号まで」に、「準用する同条第 3 項」を「準用する同条第 2 項又は第 3 項」に、「第 6 条の 7 第 1 項、第 2 項及び第 3 項中「第 2 項又は第 3 項」とあるのは「第 3 項」と、同条第 1 項中「ならない。この場合において、条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」を「第 6 条の 7 第 2 項中「条例第 8 条の 2 第 2 項」とあるのは「それぞれ条例第 8 条の 2 第 2 項に規定する支障の有無」と、同条第 3 項中「第 1 項の」とあるのは「条例第 8 条の 2 第 3 項の規定による」と、「条例第 8 条の 2 第 2 項又は第 3 項」とあるのは「同項」に改め、同条を第 6 条の 11 とする。

第 6 条の 9 中「同条第 1 項第 3 号及び第 4 号」を「同条第 1 項第 3 号から第 5 号まで」に改め、同条を第 6 条の 10 とする。

第 6 条の 8 の次に次の 1 条を加える。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第 6 条の 9** 条例第 8 条の 2 第 4 項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 条例第 8 条の 2 第 4 項の人事委員会規則で定める期間は、2 週間以上の期間とする。

第 13 条第 1 項第 8 号中「配偶者」の次に「(当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されて

いる同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）」を加える。

第 14 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条を次のように改める。

**第 14 条** 条例第 15 条第 1 項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第 5 項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第 1 項の申出に基づき前項若しくは第 5 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第 5 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第 2 項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第 2 項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第 1 項の申出に基づき第 2 項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第 3 項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第 16 条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間に

ついて指定期間を指定するものとする。

- 6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第14条の次に次の2条を加える。

**第14条の2** 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 3 条例第15条第3項に規定する給与の減額方法については、給料等の支給に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第259号）第9条及び第10条の例による。（介護時間）

**第14条の3** 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 3 前条第3項の規定は、条例第15条の2第3項に規定する給与の減額方法について準用する。

第16条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第18条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

第19条の見出し中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条

第 1 項中「同項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同条第 2 項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

第 23 条の表中

第 11 条、第 13 条第 1 項 第 8 号、第 15 条第 2 項、 第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項並びに第 19 条	任命権者	市町村教育委員会
---	------	----------

を

第 11 条、第 13 条第 1 項 第 8 号、第 14 条、第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項並 びに第 19 条	任命権者	市町村教育委員会
---	------	----------

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 29 年改正条例附則第 2 項の規定による指定期間の指定)
- 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び富山県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年富山県条例第 8 号。以下「平成 29 年改正条例」という。）附則第 2 項に規定する職員の申出は、平成 29 年改正条例第 1 条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 26 年富山県条例第 73 号）第 15 条第 1 項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成 29 年改正条例附則第 2 項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 平成 29 年改正条例附則第 2 項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第 2 項の申出に基づき前項若しくは附則第 6 項の規定により指定された指定期

間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年4月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の規定に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第16条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間または延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前に行うことができる。

（人委・職員課）

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月27日

## 富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

## 富山県人事委員会規則第558号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則（平成4年富山県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、同条第1号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改め、同条第2号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に、「親である配偶者（」を「親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（」に改める。

第4条第1項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改め、同条第2項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第3項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に改める。

第13条第1項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改め、同条第2項第4号中「続柄」の次に「等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実）」を加える。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月27日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

**富山県人事委員会規則第559号**

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年富山県人事委員会規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

**第2条** この規則において「請求者」とは、処分を受けてその処分について審査請求をする者をいう。

2 この規則において「処分者」とは、処分を行った者をいう。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

3 この規則において「当事者」とは、請求者及び処分者をいう。

第3条の次に次の1条を加える。

（代理人の権限）

**第3条の2** 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできない。

2 代理人の行った行為は、当事者が直ちに取り消し、又は訂正したときは、その効力を生じない。

第4条第2項中「共に」を「ともに」に改め、同条第3項中「前条第2項及び第

3 項」を「第 3 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「処分を受けた者が」を「処分についての」に、「審査請求をしようとするときは」を「審査請求は」に、「提出しなければならない」を「提出してしなければならない」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「審査請求人」を「請求者」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「処分を受けた者」を「請求者」に改め、同項第 8 号中「処分説明書（）」を「処分の事由を記載した説明書（）」に改め、同条第 4 項中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第 6 条第 1 項中「審査請求書が提出されたときは、人事委員会は」を「人事委員会は、審査請求書が提出されたときは」に、「審査請求人の資格、」を「請求者の資格及び」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは、人事委員会は」を「人事委員会は、前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは」に、「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第 3 項中「審査請求人が前項の補正命令に従わなかった場合には、人事委員会は」を「人事委員会は、請求者が前項の補正命令に従わなかった場合には」に改め、同条第 4 項中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第 3 節中第 7 条の前に次の 1 条を加える。

(審理の計画的進行)

**第 6 条の 2** 当事者、代理人及び補佐人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第 7 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(代表者)

**第 7 条の 2** 審査の併合に係る事案の請求者（以下この条において「併合に係る請求者」という。）は、それらのうちから代表者 1 名を選任し、及び解任することができる。

2 併合に係る請求者が代表者を選任し、又は解任したときは、その者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。

3 代表者は、併合に係る請求者のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできな

い。

4 代表者が選任されている場合には、併合に係る請求者に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第 12 項中「書面審理のつど」を「書面審理の都度」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、同条第 8 項中「行なわせなければならない」を「行わせなければならない」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 人事委員会は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。

第 9 条第 1 項中「行なう」を「行う」に、「そのつど」を「その都度」に、「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条第 6 項中「第 6 項から第 9 項まで、第 11 項及び第 12 項」を「第 6 項から第 10 項まで、第 12 項及び第 13 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項を同条第 8 項とし、同条第 4 項中「その指揮に従わない者の発言を禁止し」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

6 人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人、補佐人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人、補佐人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

7 当事者の一方、その代理人及び代表者がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しなかつたとき、又は出席しても相手方の主張した事実について争わなかつたときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。

第 9 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 当事者は、前項の規定により、提出した答弁書又は反論書に記載しなかつた事実を口頭審理において主張することができない。当事者が前項の期限までに、答弁書又は反論書を提出しなかつたときも同様とする。ただし、答弁書又は反論書に当該事実を記載できず、又は前項の期限までに答弁書又は反論書を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があつたことを疎明したときは、この限りでない。

第 10 条第 1 項中「行なわせることができる」を「行わせることができる」に改め、同条第 3 項中「協議のつど」を「協議の都度」に、「第 8 条第 12 項後段」を「第 8 条第 13 項後段」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

(文書の送付)

**第 10 条の 2** 文書の送付は、使送又は書留郵便によつて行う。

- 2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。
- 3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨、又はその内容の要旨を富山県報に登載してするものとする。この場合においては、登載された日から 14 日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。

(審理の終了)

**第 10 条の 3** 人事委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。
- (1) 請求者から第 8 条第 2 項又は第 9 条第 2 項に規定する反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。
- (2) 請求者及びその代理人がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 人事委員会は、前2項の規定により審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第11条第1項中「審査請求人」を「請求者」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 人事委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分者にその旨通知するものとする。

第12条及び第14条中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第15条第3項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第17条中「行なうことができる」を「行うことができる」に改める。

第6節の節名中「及び再審の」を削る。

第20条の見出し中「及び再審の」を削り、同条各号列記以外の部分中「及び再審の」を「(再審の場合における審理を含む。)に要した」に改め、同条第1号中「第8条第6項(第9条第6項で準用する場合を含む。)の規定により、当事者が申出をした者以外の者で、」、「宿泊料、」及び「及び日当」を削り、同条第2号中「行なつた証拠調べ」を「行つた証拠調べ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月27日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

#### 富山県人事委員会規則第560号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第263号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(行政職給料表の 9 級以上の職員に相当する職員)

**第 1 条の 2** 条例第 9 条第 1 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもののうち、管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）別表第 1 に掲げる管理職手当額の区分（以下「管理職手当額の区分」という。）が 1 種又は 2 種であるもの
  - (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるもの
- 第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(行政職給料表の 8 級の職員に相当する職員)

**第 2 条の 2** 条例第 9 条第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの
  - (2) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもののうち、管理職手当額の区分が 3 種であるもの
  - (3) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもののうち、管理職手当額の区分が 3 種であるもの
  - (4) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの
- 附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

(平成28年改正条例附則第 3 条の規定が適用される間の読替え)

- 2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第 3 条中「条例第10条第 1 項」とあるのは、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第58号）附則第 3 条の規定により読み替えられた条例第10条第 1 項」とする。

(行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員)

- 3 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第58号）附則第 3 条第 3 項の規定により読み替えられた条例第 9 条第

3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの
- (2) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもののうち、管理職手当額の区分が 1 種、2 種又は 3 種であるもの
- (3) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもののうち、管理職手当額の区分が 3 種であるもの
- (4) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの
- (5) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるもの

#### 附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

#### 富山県人事委員会規則第561号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 271号）の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 勤務時間条例第16条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

#### 附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

職員団体の登録の取消しに関する口頭審理の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月27日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

### 富山県人事委員会規則第562号

職員団体の登録の取消しに関する口頭審理の手続に関する規則の一部  
を改正する規則

職員団体の登録の取消しに関する口頭審理の手続に関する規則（昭和42年富山県人事委員会規則第95号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 7 条」に、「第53条第 6 項後段」を「第53条第 6 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「第53条第 6 項後段」を「第53条第 6 項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 5 条中「第 8 条第 4 項から第 9 項まで、第11項及び第12項、第 9 条第 3 項から第 5 項まで」を「第 8 条第 4 項、第 6 項から第10項まで、第12項及び第13項、第 9 条第 4 項から第 8 項まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月27日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

### 富山県人事委員会規則第567号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 538号）の一部を次の

ように改正する。

別表第 1 中

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長	室長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	次長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	局長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	知事政策 局長
							課長	検査室次 長	総合交通 政策室長	部長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	経営管理 部長
							班長	参事	地方創生 推進室長	情報企画 監	会計管理 者
									危機管理 監代理	危機管理 監	教育・ス ポーツ政 策監
											理事

を

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長	室長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	次長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	局長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	総合政策 局長
							課長	検査室次 長	企画調整 室長	部長(他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。)	経営管理 部長
							班長	参事	観光振興 室長	会計管理 者	危機管理 監
									総合交通 政策室長	危機管理 監	教育・ス ポーツ政 策監
									情報企画 監	危機管理 監代理	理事

に、

首都圏本部					本部長補 佐		副本部長	本部長代 理		本部長	
-------	--	--	--	--	-----------	--	------	-----------	--	-----	--

を

首都圏本部					本部長補 佐		副本部長	本部長代 理		本部長	
-------	--	--	--	--	-----------	--	------	-----------	--	-----	--

に、

砺波学園					管理課長		次長				
知的障害者相談センター						所長					

を

砺波学園					管理課長		次長				
------	--	--	--	--	------	--	----	--	--	--	--

に、

技術専門学院							次長	校長				
							新川センター長					

を

技術専門学院							次長	校長				
							新川センター長					

に、

教育機関	総合教育センター	司書	主任司書		調査課長	普及課長	総務課長					
	図書館						副館長					
							総務課長					

を

教育機関	総合教育センター	司書	司書	主任司書	調査課長	普及課長	総務支援課長					
	図書館						副館長					
							総務課長					
							主任司書					

に改め、同表備考第 1 項中「知事政策局長」を「総合政策局長」に改め、同表備考中第 9 項を第 10 項とし、第 6 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表備考第 5 項中「総合教育センター総務課長」を「総合教育センター総務支援課長」に改め、同項を同表備考第 6 項とし、同表備考第 4 項中「、首都圏本部長代理」を削り、同項を同表備考第 5 項とし、同表備考中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 参事（ただし、市町村又は公益的法人等に派遣され、困難かつ重要な職に就く場合に限る。）については、人事委員会が認める場合にあっては、職務の級を 8 級とすることができる。

別表第 2 中

刑事企画課							刑事指導官					
-------	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--

を

刑事企画課							取調・指導官	刑事指導官				
							取調・指導官	取調・指導官				

に改める。

別表第 3 中

出先機関及び教育機関（学校を除く。）	共通		係長 主査 管理主事 指導主事 生活指導主事 社会指導主事 研究主事 主任	副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事	
	東部教育事務所			生活指導主事 （相当の経験 を必要とする ものに限る。）	

を

出先機関及び教育機関（学校を除く。）	共通		係長 主査 管理主事 指導主事 生活指導主事 社会指導主事 研究主事 主任専門員 主任	副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事	
	東部教育事務所			生活指導主事 （相当の経験 を必要とする ものに限る。）	

に、

図書館				館長 副館長
-----	--	--	--	-----------

を

図書館		普及課長		館長 副館長
-----	--	------	--	-----------

に改める。

別表第 4 中

出先機関及び教育機関 (学校を除く。)	共通		管理主事 指導主事 生活指導主事 社会教育主事 研究主事 主任	係長	
	東部教育事務所			管理主事(相当の経験を必要とするものに限る。) 指導主事(相当の経験を必要とするものに限る。)	次長 課長 班長 所長 教育参事

を

出先機関及び教育機関 (学校を除く。)	共通		管理主事 指導主事 生活指導主事 社会教育主事 研究主事 主任専門員 主任	係長	
	東部教育事務所			管理主事(相当の経験を必要とするものに限る。) 指導主事(相当の経験を必要とするものに限る。)	次長 課長 班長 所長 教育参事

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

**富山県人事委員会規則第568号**

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 医療職給料表(2)の項及び医療職給料表(3)の項中「身体障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

**富山県人事委員会規則第569号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事部局の項中

	知事政策局長、危機管理監、教育・スポーツ政策 監、観光・地域振興局長及び本庁の部長	
--	--	--

を

「 | 総合政策局長、危機管理監、教育・スポーツ政策  
監、観光・交通・地域振興局長及び本庁の部長 | 」

に、

「 | 知事政策局の次長、観光・地域振興局次長及び本  
庁の部の次長  
総合交通政策室長  
地方創生推進室長 | 」

を

「 | 総合政策局の次長、観光・交通・地域振興局次長  
及び本庁の部の次長  
企画調整室長  
観光振興室長  
総合交通政策室長 | 」

に、

「 | 身体障害者更生相談所長 | 」

を

「 | 障害者相談センター長 | 」

に、

「 | 女性相談センター所長  
知的障害者相談センター所長 | 」

を

「 | 女性相談センター所長 | 」

に改める。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月27日

富山県人事委員会

**富山県人事委員会規則第570号**

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第 158号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表身体障害者更生相談所の項中「身体障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に改め、「身体障害者福祉司」の次に「、知的障害者福祉司」を加え、同表知的障害者相談センターの項を削る。

第16条第 1 項の表中「知事政策局」を「総合政策局」に改める。

第28条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 1」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 27 日

富山県人事委員会

委 員 長 大 崎 利 明

**富山県人事委員会規則第571号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「身体障害者更生相談所	所長	」を
「障害者相談センター	所長	」に、

「 砺波学園 園長、次長、主幹  
知的障害者相談センター 所長 」を  
「 砺波学園 園長、次長、主幹 」に  
改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

#### 富山県人事委員会告示第64号

不利益処分についての審査請求に関する細則の一部改正について

不利益処分についての審査請求に関する細則（昭和38年富山県人事委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月27日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

第4条及び第5条中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第7条中「第7条第3項」を「第7条の2第1項」に改める。

第9条中「第8条第8項」を「第8条第9項」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第10条中「第8条第9項」を「第8条第10項」に改める。

第11条中「審査請求人」を「請求者」に改める。

第12条第1項中「行なつたときは」を「行つたときは」に、同条第2項中「審査請求人」を「請求者」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

**富山県人事委員会告示第66号**

富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月 27 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

2 の表法別表第 1 に掲げる事業以外の事業の項中「身体障害者更生相談所 知的障害者相談センター」を「障害者相談センター」に改める。

（人委・職員課）

---

